

令和7年度 第4回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和7年9月16日開催

高野町農業委員会

令和7年度第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開 催 日 令和7年9月16日(金)
- 開 会 時 刻 午後1時31分開会
- 開 会 場 所 高野山テレワークセンター(旧管理棟)
- 出 席 委 員 1番 森脇伸宜 2番 柳 葵 3番 木村金男 4番 泉平和廣
5番 梶部起左子 7番 井手上治己 8番 上田静可 9番 井阪晴美
10番 下名迫勝實

以上9名出席
- 出席推進委員 眞野弘和

以上1名出席
- 欠 席 委 員 6番 西辻政親

以上1名欠席
- 欠席推進委員 山本和英

以上1名欠席
- 事 務 局 員 事務局長 田輪 文香
事務局員 松本 斉 溝端英人
- 議 事 事 項
 - ・ 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用促進
計画決定について
 - ・ 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・ 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人
報告書の提出について
 - ・ その他
- 議 事 内 容 次のとおり

*****午後１時３１分開会*****

事務局(松本 斉) みなさん、おはようございます。

定刻となりましたので、令和7年度第4回高野町農業委員会定例会を開催致します。

さて、本委員会ですが、本日出席委員10名、欠席委員2名、欠席委員の内訳としまして、6番西辻委員、山本推進委員が欠席となっております。

先日の農業委員の研修、ご苦労様でした。
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますのでご報告いたします。

それでは、事務局長よりご挨拶いたします。

事務局長(田輪 文香) 皆さん、こんにちは。

普段は午前中をお願いしているのですが、本日は午前中に中央アジアの国から、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンから和歌山大学を通じて研究生が来られ、観光に関する質問や対応をしておりました。

厳しい暑さが続いておりますが、皆さん体調は大丈夫でしょうか。

さて、昨日は偶然、橋本伊都広域の観光関連で万博に出展してまいりました。皆さんは万博に行かれたか。

昨日は三連休の最終日ということもあり、三日間の中でも最も来場者が多かったように思います。

朝8時から強い日差しが照りつけ、熱中症が出なかったのが不思議なぐらいの暑さでした。トイレは長蛇の列で、特に女子トイレは混雑が激しく、飲食や物産ブースもすべて大行列でした。

高野町のブースでは「宝来づくり」体験を無料で行いましたが、予想以上に多くの方にお越しいただき、朝から夕方まで人が絶えることがありませんでした。

10月以降に万博へ行かれる際は、水分補給に十分気をつけていただきたいと思います。

また、会場はすべてキャッシュレス決済となっており、現金は使用できません。クレジットカードをお持ちでない方からは苦情も多く寄せられていましたので、電子決済の準備が必要です。その点に注意していただければ、機会があれば訪れてみるのも良いのではないのでしょうか。

まだまだ暑い日が続きます。どうか皆さん、体調管理には十分ご注意ください。

事務局(松本 斉) ありがとうございました。

つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。

本日の署名委員は、8番上田委員 10番井阪委員にお願いします。

つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

先ほど事務局長からお話がありましたとおり、暑い日が続いております。天気予報では今週末頃から気候が変わるとのことですが、まだ確かなことはわかりませんが、皆さんにお願いしている調査については、なかなか思うように進まない面もあるかと思いますが、皆さん体調には気をつけて、頑張ってくださいと思います。

それでは次第に沿って行いたいと思います。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局(松本 斉)

……の…を含みますので……は一度、席を外してください。

【……退席】

それでは、本日の次第に沿って進めさせていただきます。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。
令和7年9月16日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵
今回の申請は、…件でございます。
1件目の農地の所在、……番 他…筆です。
場所については、9ページの航空写真をご覧ください。
登記簿地目は…。現況地目は…です。
面積は合計……㎡です。権利の種別は、…による所有権の…です。
譲渡人の住所、氏名、……、……氏
申請事由は、譲渡人・譲受人の希望によるものです。
譲受人の住所、氏名は……、……氏です。申請事由としましては、……を行うとのことです。
補足説明としまして、現地調査につきましては、9月8日に、事務局と井阪委員と実施いたしました。
詳細については、5ページの調査書をごらんください。
1号の全部効率化要件については、…の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間……日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。

5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で……の栽培を行い、効率的な……を目指すとのことです。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

2件目の農地の所在、……………番です。

場所については、9ページの航空写真をご覧ください。

登記簿地目は……、現況地目は……です。

面積は合計……㎡です。権利の種別は、……による所有権の……です。

譲渡人の住所、氏名、……………、……氏。

申請事由は、譲渡人・譲受人の希望によるものです。

譲受人の住所、氏名は……………、……氏です。申請事由としましては、……を行うとのことです。

補足説明としまして、現地調査につきましては、9月8日に、事務局と井阪委員と実施いたしました。

詳細については、7ページの調査書をごらんください。

1号の全部効率化要件については、……の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間……日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。

5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で……の栽培を行い、効率的な……を目指すとのことです。今回の申請地の位置から見て、農

作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

以上です。ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

現地報告について、井阪委員より報告をお願いします。

井阪委員

9番 井阪です。

議案第6号について、令和7年9月8日に事務局事務局と共に現地調査を行いました。

1件目の申請地に於いては、現在、・・されています。

今回取得の農地で野菜等の栽培を行い、安定的な・・及び・・を目的としていることから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

2件目の申請地に於いては、現在、・・されていませんが、取得した農地で・・等の栽培を行い安定的な・・を目的としていることから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

ただいま事務局及び井阪委員より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

下名迫委員

……くん……さんの・・ですか。

事務局(松本 斉)

……さんは・・になります。

議長

……ですか。

事務局(松本 斉)

……さんではないので……ではないです。

議長

ほかになにか質問ありませんか。

ご意見等がないようですので、議案第6号については「可決」とします。

……、席へお戻りください。

【……着席】

続きまして、議案第7号「農業経営基盤 強化促進法に基づく農用地利用 集積等 促進計画の決定について」について事務局より説明願います。

事務局(松本 斉) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第17条の規定により、別表農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年9月16日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵
11ページをごらんください。今回の申請は・・件で新規でございます。
整理番号7-2、農地の所在、……番です。

登記簿は・・、現況地目は……。合計面積は……平方メートル。
権利設定は……権です。

利用権の設定をするもの住所 氏名、……、……氏です。

……をうける者の住所 氏名、……、……氏です。

利用目的は・・です。期間は・・年です。年間……円の・・でございます。

以上です。ご審議お願いします。

議長 ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

下名迫委員 ……の場所はどこですか。

井阪委員 ……さんところ、……の……を過ぎて、……の登る……の・があつてその斜め前の……です。

議長 わかりました。

ほかに、ご意見等がないようですので、議案第7号について可決とします。

続きまして、報告第2号「農地法第3条の3 第1項の規定による届出について」事務局より 説明願います。

事務局(松本 斉) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があつたので報告する。

令和7年9月16日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

本案件は、・件です。

14ページに記載の通り、受付番号1の申請者の住所は、……………番地、……………氏です。

農地の所在は……………番を含む計…筆の…による農地の……………取得の届出がありました。

農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。 以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

これについて、ご意見、ご質疑等ございませんか。

無いようですので、同意したいと思います。

続きまして、報告第3号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出について」事務局より 説明願います。

事務局(松本 斉)

説明します。

報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定に基づき、農地所有適格法人報告書が提出され、内容を確認したので報告する。

令和7年9月16日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

今回の報告は・件でございます。16から17ページをご覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定で農業委員会に報告することとなっています。その報告は、農地法施行規則第58条第1項により毎年、事業年度の終了後3か月以内と定められています。

提出のあった農業生産法人から報告書を受理し、農業生産法人としての適合状況を確認書によって行いました。

よって、この確認書をもって報告とさせていただきます。

……………さん、今は変わって……………からの報告になります。

議長

わかりました。事務局説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

下名迫委員

10番 下名迫 この…の…は進んでないですか。

事務局(松本 斉)

話は進んでいるようです。

それにあたって…するのに……………の提出をしないと…を……………出来ないと振興局農業水産振興課より指摘がありました。

…末が…月で、それが終わったということで…したいという相談があり、振興局の農業水産振興課に確認したところ、前年度…年分の……を提出しなければいけないとのことでした。

それで、あわてて提出したということです。

…の話は次回総会あたりには、……がでてくると思います。

下名迫委員 今年はどうですか。

事務局長(田輪 文香) ……しないのかとのお問い合わせがすごくありまして、去年はだめだって今年は苗とか土とかを育てていただいて、すこし……を休ませています。

下名迫委員 素人はみんな取ってしまって、……を悪くしてしまうやろう。

事務局長(田輪 文香) 今年分の……の…は収穫しているので、あとはちょっと置いておくという形です、来年又宜しく願います。
来年はまた、……のようなことを考えております。

下名迫委員 地元のこと何にも考えていないのではないか。

事務局長(田輪 文香) いま、ちょっといろいろ考えておりまして、……で…作業を依頼するかななどで、アルバイト代を出したいなとか考えております。来年、早ければ今年の秋以降にアナウンスがあるかもしれませんので、そのときはご指導などお願い致します。

議長 もう、たいぶ経ちますし、もう少し地元に還元してくれれば、うれしいのだけど、そこは難しいところやな。

事務局長(田輪 文香) ………の本数が限られていて、……と需要と供給が追いついていなく、いっぱいとれたから製造が出来るのかといわれるとノルマというか、単位があるので今の倍を製造するとなると……も今の倍が必要でそれをすると手間もかかる。

だから値段も安く出来ないということがあって それで今のところを見直して行って、地元の人に還元出来る何かしらのことをしたいと思っているので、地域おこし協力隊のはなしもあるので、活動を支援したり、…さんや…さんらもがんばってやっているんで、そういう制度を使ってそういうのをいろいろとやっていきたいなと思っています。

下名迫委員

・・・君のことだけどね、あの子は・・・を作りに来ているのだから、・・・に
もうすこし力をいれてやってほしい。
今はほかの・・・に力をいれているので・・・をほったらかしにしているように
見える。

・・・年という縛り・・・を作りに来てもらっているので、・・・年すぎれば別に何
してもらってもいいのだけど、・・・年まではきちんとやってほしい。

事務局長(田輪 文香) そうでもないですよ。・・・さんは・・・の栽培を習得してもらって、次から
指導ができるくらいにはなっているので、結構・・・さんに教えていただいて
やっております。次に人員補充で協力隊に新しい人が入れば、・・・さんが
指導する立場になるので、それで・・・を栽培する人が増えていってほしいな
と思いがあったりします。

議長

私たちは、土地自体が何しようかと思案しています。自分も年を取る
し、
いざ、何かをしようかということになるとなかなか難しい。

事務局長(田輪 文香) 若い子をまた、いれて・・・を栽培してもらうように考えています。

予定というか、町としての考えでは、・・・さんが・・・をしながら・・・をしながら
協力隊員に指導してもらう係で、新たな人が入ってきたなら、やり方など
を教えていくなどをして地域ごと、コミュニティを教えていくなど、・・・さん
に教えてもらって残って、・・・してほしいなと思います。
また、そのときは皆さんにいろいろと協力をお願い致します。

井阪委員

・・・年間がんばってやって、富貴にも慣れてもらったのに・・・年終わったか
らって、すぐに帰ったっていうのもいけないですし。

事務局長(田輪 文香) 引き留めたいなと思っているのですが。

下名迫委員

協力隊の発表会っていつ。

事務局長(田輪 文香) 10月29日の午後、お昼から観光情報センターにて開催します。

今回については、杖ヶ藪で活動されている宇奈手さんと、それから細
川で活動されている津田さんをお願いしています。

また、・・・さんと・・・さんは今年で終了されますので、その後、数か月以
内に発表会を行いたいと考えています。

あわせて、今後のことについてもお話できればと思っていますの
で、お時間があれば、ぜひご参加ください。

議長

報告だけですので、ご意見等がないようですので、報告第3号について、「同意」とします。

以上で、議案審議が終わりましたが、事務局からはなにかありませんか。

事務局(松本 齊)

ないです。

議長

はい、ほかにありませんか。

無いようですので、これで終了させて頂きたいと思います。

*****午後1時48分閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の
正当なことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 8番 _____

署名委員 10番 _____